

【別紙】

1 当事者の概要

(1) 申立人

申立人X（以下「X」という。）は平成25年4月に被申立人Y1（以下「会社」という。）に入社し、本件申立時、会社が運営する薬局に所属していた。

(2) 被申立人ら

ア 会社

会社は、薬局の運営等の事業を行っている株式会社であり、本件申立時の従業員数は約10,000名であった。

イ Y2及びY3

被申立人Y2は、24年4月に結成された、いわゆる合同労組であり、本件申立時における組合員数は約300名であった。

被申立人Y3は、Y2の執行委員長として活動している者である。

2 事件の概要

平成30年1月12日、Y2は、会社がXを提訴したことを申立事実として、当委員会に対し、不当労働行為救済申立てを行った（以下「前件」という。）。

令和元年12月24日、Y2と会社とは、和解協定書（以下「本件和解協定書」という。）を締結し、2年1月7日、Y2は、当委員会に対し、前件申立てに係る取下書を提出した。

1月30日、Xは、Y2が同人の意向に反して本件和解協定書を締結したことなどを理由にY2を脱退し、12月23日、本件不当労働行為救済申立てを行った。

本件は、①Y2及びY3は、Xとの関係で、労働組合法（以下「労組法」という。）上の使用者に当たるか、②Y2と会社とが、元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことは、Y2の組織運営に対する支配介入に当たるか、③会社が、元年12月24日以降、Xの所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開した事実が認められるか、認められる場合、それが支配介入及び不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たるか、が争われた事案である。

3 主文の要旨 <棄却>

本件申立てを棄却する。

4 判断の要旨

(1) Y2及びY3は、Xとの関係で、労組法上の使用者に当たるか

XのY2在籍期間中において、XとY2又はY3との間で労働契約が締結された事実がなく、Y2又はY3がXの雇用主に当たらないことについては、当事者間において争いがない。

その他、Y2又はY3とXとの間で、労働条件の維持改善を目的とする労働組合又はその執行委員長と組合員との関係を超える関係を認めることはできず、Y2又はY3が、Xとの関係でXの基本的労働条件について支配決定できるような使用者としての地位にあるとまでは認めることができない。

(2) Y2と会社とが、元年12月24日付けで和解協定書を締結したことは、Y2の組織運営に対する支配介入に当たるか

Xは、Y2と会社とが元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことは、Xの労働者としての権利を侵害する行為であり、Y2の組織運営に対する支配介入に当たる旨を主張する。

しかし、本件和解協定書はY2及び会社の互譲に基づく内容となっていると評価できると、本件和解協定書の締結に至る経緯においてY2の運営の自主性に疑義を生じさせるよう

な不自然な点は認められないこと、Xは本件和解協定書の締結当事者となっておらず、本件和解協定書の法的効力がXには直接的に及ばないことなどの事情を併せて考慮すれば、Y2と会社とが令和元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことは、Xの労働者又は組合員固有の権利を侵害するものとはいえず、このほか、Y2と会社とが元年12月24日付けで本件和解協定書を締結したことがY2の組織運営に対する支配介入に当たると認めるに足りる事情は特にうかがわれない。

- (3) 会社が、元年12月24日以降、Xが所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開した事実が認められるか、認められる場合、それが支配介入及び不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たるか

本件審査手続において、会社が元年12月24日以降、Xが所属する店舗を除いて賞罰の告示を再開したと認めるに足りる証拠はなく、Xの申立事実が支配介入又は不当労働行為救済申立てを理由とする不利益取扱いに当たると認めることはできない。

5 命令書交付の経過

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 申立年月日 | 令和2年12月23日 |
| (2) 公益委員会議の合議 | 令和6年12月17日 |
| (3) 命令書交付日 | 令和7年2月26日 |